

## ●入園審査について

**Q：申込みをした場合、必ず入園できますか？また、入園は先着順ですか？**

A：保育園等には施設定員とクラス定員があり、定員を超える申込みがあった場合は利用調整により入園決定するため、入園できない場合もあります。また、入園決定については、申込み時の書類内容により保育の必要性を指数化して利用調整を行いますので、先着順ではありません。

**Q：入園選考では第1希望にしている方が優先されるのですか？**

A：希望順位に関係なく、保育の必要性を指数化し、指数の高い方から入園決定となります。

**Q：現在育児休業中であり、復職後はフルタイム（1日8時間以上の労働）で勤務するか育児のための短時間勤務制度を利用するか未定です。その場合の審査はどうなりますか？**

A：就労証明書に記載された勤務時間と休憩時間を指数化して審査を行います。フルタイム勤務で入園審査を受けた方が、入園決定後に育児のための短時間勤務制度の利用を希望した場合、入園日より3か月間は週5日・1日実働6時間以上かつ休憩45分以上を満たしていない場合には再審査となります。

**Q：就労で申込みをしましたが、残業時間は審査で考慮されますか？**

A：雇用契約上の勤務時間と休憩時間を基に指数化して審査を行っています。残業時間は月や日によって異なるため、入園審査には反映されません。

**Q：入園申込み後に転職が決まりましたが、就労証明書を再度提出する必要はありますか？**

A：入園審査については提出いただいた就労証明書を基に行いますので、転職の他、就労時間等の変更があった場合には、再度提出いただく必要があります。

**Q：同一指数となった場合の優先順位で「申込み時点で前年度から待機となっている世帯」とありますが、申込み月による違いはありますか？**

A：前年度4月入園の申込みをしたにもかかわらず、待機児童となった方を優先する趣旨になりますので、4月申込みと5月～3月申込みで差を設けています。ただし、0歳児クラスでの申込みについてはお子さんの誕生月による不公平が生じかねないため、どの月で申込みをしたとしても一律となります。

**Q：既に幼稚園に通っている上の子どもがいますが、下の子の入園申込みに合わせて上の子も入園申込みをした場合には、きょうだい同時申込みの加点対象となりますか？**

A：きょうだい同時申込みの加点については、きょうだいで保育園に入園しやすくする趣旨となりますので、保育園への入園が決まった場合には幼稚園を退園する意向があるものとして審査します。そのため、入園が決まったにもかかわらず辞退をした場合には、加点を外しての再審査を受けていただくこととなります。

**Q：認可外保育園に通いながら、認可保育園等の申込みをした場合には加点の対象となりますか？**

A：保育の必要性（保護者が育児休業中または求職中を除く）があり、認可外保育園を2か月以上利用されている方は指数を加算できます。

（※）「認可外保育施設等利用証明書」にて月16日以上1日4時間以上の利用実績が確認できる場合

（※）就労での利用の場合は、就労証明書で利用月と就労実績の整合性を確認します。

**Q：4月入園の2次審査で1次審査が希望通りとならなかった場合に再度審査をしてもらえますか？**

A：1次審査で第2希望以降に決まった方は結果通知に2次審査の希望票を同封します。期日までに2次審査の希望票を提出された方については、2次審査を行います。2次審査の結果で希望順位の高い園に決定しなかった場合は1次審査で決定した園に入園決定となります。